

# 地域密着型介護老人福祉施設 利用契約書

—特別養護老人ホームあじさいの郷—

社会福祉法人

尊徳会

## 地域密着型介護老人福祉施設利用契約書

様（以下「入居者」と言います）と 社会福祉法人尊徳会（以下「事業者」と言います）が開設する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護「あじさいの郷」（以下「事業所」と言います）に入居して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、事業者が提供する介護老人福祉施設サービス等を利用することについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、入居者に対し介護保険法令と本契約の各事項にしたがって、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、入居者又は入居者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約を結んだ日から利用者の要介護認定の有効期限満了の日までとします。要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 3 契約期間満了の20日前までに、入居者から書面による契約終了の申し入れが無い限り、本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（身元引受人）

- 1 事業者は入居者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし社会理念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。なお、入居者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく入居者および入居者代理人の事業者に対する責務について連帯責務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、入居者の身柄の引取り、残置財産の引取り等を行うことに責任を負います。

### 第4条（利用基準）

入居者が次の各号に適合する場合に利用ができます。

- ① 要介護3以上の被認定者であること（特例有り）
- ② 他人に害を及ぼさないこと
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ④ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

### 第5条（介護計画書の作成・変更）

- 1 事業者は、訪問調査や居宅介護事業所等からの情報提供により入居者の日常生活全般の状況を把握・分析し、サービスの提供により解決すべき問題状況を明らかにし、入居者の希望を踏まえて、サービスの目標やその目標を達成するために提供する具体的なサービスの内容を記載した施設サービス介護計画書（以下、「介護計画書」という。）を作成します。
- 2 事業者は、入居者及びその家族に対し介護計画書の内容を説明し、同意を得た後に当該計画書を交付し、サービスを提供します。
- 3 事業者は、提供したサービスについて、介護計画書に記載した目標期間が終了する都度、当該目標の達成度合いや実施状況等を評価します。また、介護計画書に記載した目

標期間が終了した場合、または入居者に状況変化があった場合には、当該計画の変更をします。

- 4 入居者及び入居者代理人は、事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び入居者または入居者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 5 事業者は、介護計画書を変更した場合は、その介護計画書を入居者及び入居者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

#### **第6条（サービスの内容）**

- 1 事業者は、介護計画書に基づき、入居者に対し、入浴・食事・排泄・機能訓練、その他入居者に必要な日常生活上のサービス等を提供します。
- 2 事業者が提供するサービスの具体的内容については、別に説明してお渡しした重要事項説明書及び介護計画書に記載のとおりです。
- 3 入居者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。その場合事業者は、可能な限り入居者の希望に沿うようにします。

#### **第7条（要介護認定申請書の支援）**

- 1 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように入居者を支援します。
- 2 事業者は、入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を入居者に代わって行います。

#### **第8条（身体的拘束）**

事業者は、身体的拘束その他入居者の行動を制限しません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を入居者に説明し、理由及び一連の経過を入居者代理人に報告します。

#### **第9条（サービス提供の記録）**

- 1 事業者は、事業所で作成するサービス提供の記録様式に毎日のサービス提供の内容を記録します。
- 2 前項で事業者が作成するサービス提供の記録は、契約終了の日から2年間保存します。
- 3 入居者及びその家族は、事業者に対し、いつでも前項に定める記録の閲覧・複写を求めることができます。

#### **第10条（利用料金）**

- 1 入居者又は入居者代理人は事業者に対し、「重要事項説明書」に記載のとおり利用料を支払います。
- 2 事業者は、入居者が事業者を支払うべき介護老人福祉施設入所者生活介護サービスに要した費用について、入居者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、入居者に代わって保険者より支払いを受けます（「法定代理受領サービス」という）。
- 3 入居者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分（介護保険負担割合証に応じた割合額）を事業者を支払うものとします。ただし、利用者がまだ介護認定を受けていない場合や、要介護認定を受けた後に1年以上保険料を滞納している場合は、利用料金の全額を一旦全額支払うものとします。この場合、事業者は利用者に、サービス提供証明書を発行します。
- 4 事業者は、サービス提供期間及び介護保険対象サービスとその他のサービスの金額を明らかにし、利用月の翌月15日までに利用者に請求書を送付します。
- 5 入居者は、事業者に対し、当月の料金の合計額を翌月20日までに、重要事項説明書に記載するいずれかの方法で利用料金を支払うものとします。
- 6 事業者は、前項の支払を受けた後、領収証を入居者に対して発行します。

### 第11条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、法令等により介護給付費体系の変更があった場合、利用料金を変更することができるものとします。
- 2 入居者の経済状況の変化により、負担額認定等に変化があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 4 利用者は、前項の変更に同意できない場合には、文書により通知することにより本契約を解約することができるものとします。

### 第12条（入居者の事業所利用上の注意義務等）

- 1 入居者は、居室及び共用箇所、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 入居者は、事業所の建物・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

### 第13条（入居者及び入居者代理人の義務）

入居者及び入居者代理人は、サービスに関して以下の義務を負います。

- ① 入居者の能力や健康状態についての情報を事業者に提供する事
- ② 他の入居者やその訪問者及び事業所の職員の権利を不当に侵害しない事
- ③ 特段の事情が無い限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと。但し、入居者又は入居者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てについて入居者又は入居者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りで無い
- ④ 事業者が提供する各種サービスに異議がある場合には速やかに事業者に知らせる事
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について 入居者及び入居者代理人は協力すること

### 第14条（申込者の義務）

- 1 申込者は次の各号の責任を負います。
  - ① 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
  - ② 入居者が入居者に係る諸費用を支払わない場合、支払いが円滑に行われるよう必要な措置及協力をすること
  - ③ 契約終了の場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること
  - ④ 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留品の引き受け、その他必要な措置をすること

### 第15条（契約の終了）

入居者は、事業者に対して20日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、入居者に対し1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
- 3 次の事由に該当した場合は、入居者は事業者に対し文書で通知することにより本契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しなかった場合
  - ② 事業者が守秘義務に反して個人情報を漏洩した場合

- ③ 入居者やその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は入居者に文書で通知することにより本契約を解約することができます。
- ① サービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず10日以内に支払われない場合
  - ② 入居者が利用締結時に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれをつげず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ③ 伝染性疾患により他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ入居者の退去の必要があるとき
  - ④ 入居者が、故意又は重大な過失により、サービス従事者若しくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
- 5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に解消されます。
- ① 入居者が他の介護保険施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
  - ② 入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）および要支援、要介護1、要介護2と認定された場合
  - ③ 入居者が死亡した場合

#### **第16条（契約終了時の援助）**

事業者は、契約が終了し入居者が退居する際には、入居者及びその家族の希望を踏まえた上で、居宅介護支援事業者又は他の機関と連携し、円滑な退居のために必要な支援を行います。

#### **第17条（外泊及び入院）**

- 1 入居者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、入居者は外泊前日午前中までに事業者に届け出るものとします。
- 2 入居者が入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。

#### **第18条（秘密保持）**

- 1 事業者及び事業者の職員は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 2 事業者は、入居者に医療上の緊急の必要がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身の情報を提供できるものとします。
- 3 前二項に係わらず、入居者に適正なサービスを提供するため、居宅介護支援事業者等必要な機関との連携を図る必要がある場合には、入居者及びその家族から事前に同意を得たうえで、その個人情報を用いることができるものとします。

#### **第19条（賠償責任）**

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者及びその家族に生じた生命・身体・財産に関する損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。

#### **第20条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 入居者に重過失がある場合
- ② 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ⑤ 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

## **第21条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。ただし、介護保険の報酬については月単位の定額報酬であるため、サービスを実施した場合は定額分を請求します。

## **第22条（緊急時の対応）**

事業者は、サービスの提供中に入居者の健康状態が急変した場合、必要に応じ家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

## **第23条（苦情・相談の対応）**

- 1 事業者は、入居者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設サービスに関する入居者の要望・苦情等に対し迅速・丁寧に対処し、サービスの向上・改善に努めるものとします。
- 2 入居者またはその家族は、提供されたサービスに苦情・相談がある場合には、いつでも重要事項説明書に記載された窓口に申し立てることができます。

## **第24条（裁判管轄）**

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者及び入居者代理人、事業者は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとします。

## **第25条（本契約に定めのない事項）**

本契約に定めのない事項に関しては、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

## **第26条（非常災害時の対応）**

- 1 事業者は、サービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業者が定める防災計画に基づき、利用者の避難等安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2 事業者は、非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を常時確認します。
- 3 事業者は、非常災害時に備え、定期的に総合訓練を行います。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、入居者及び入居者代理人、事業者が署名押印のうえ一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所 .....

氏名 ..... (印)

(代 筆 : )

代理人

住所 .....

氏名 ..... (印)

利用者との続柄 .....

身元引受人

住所 .....

氏名 ..... (印)

利用者との続柄 .....

事業所名 地域密着型 特別養護老人ホームあじさいの郷

所在地 〒529-0536 滋賀県長浜市余呉町池原85番地

管理者名 施設長 田中 清隆 (印)